

福岡市公報

令和6年8月29日 第7080号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目

次一

ページ

告

示

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（第223号）…………… 1

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（第224号）…………… 1

公 告

○市民緑地契約の締結（第253号）…………… 2

教育委員会

○指定管理者の代表者の変更（告示第5号）…………… 2

正 誤

○令和6年3月28日付第7040号（別冊13）中正誤…………… 3

告 示

福岡市告示第223号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和6年8月29日

福岡市長 高島宗一郎

1 指定する区域

福岡市東区馬出三丁目10番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

福岡市告示第224号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の

規定により次のように公示する。

令和6年8月29日

福岡市長 高島宗一郎

1 指定する区域

福岡市博多区東比恵三丁目149番1

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

公 告

福岡市公告第253号

都市緑地法第55条第1項の規定に基づき、市民緑地契約を締結したので、同条第9項の規定により次のように公告する。

令和6年8月29日

福岡市長 高島宗一郎

名 称	区 域	管 理 期 間	緑地の保全に必要な施設
御島崎市民緑地	福岡市東区御島崎二丁目688番1及び689番1の各一部、690番1、691番の一部、692番1、693番1、694番1並びに695番1	令和6年9月1日から 令和11年8月31日まで	園路、ベンチ、 柵、案内板等

教 育 委 員 会

福岡市教育委員会告示第5号

公の施設の指定管理者から令和2年福岡市教育委員会告示第2号、令和2年福岡市教育委員会告示第9号及び令和3年福岡市教育委員会告示第6号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市立市民センター条例第17条後段の規定により次のように告示する。

令和6年8月29日

福岡市教育委員会

福岡市公報 令和6年8月29日 第7080号

区分	公の施設の名称	指定管理者の名称	共同事業体の構成団体の名称	指定管理者(共同事業体の構成団体)の代表者の氏名	変更年月日
変更前	福岡市立城南市民センター	九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV	株式会社 九電ビジネスフロント	代表取締役社長 石橋 治己	令和6年 6月19日
変更後				代表取締役社長 内野 健治	

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇所	正	誤
令和6年 3月28日	第7040号 (別冊13)	12	上から 12行目	誤	福岡市東区箱崎六丁目3330番38、3330番48、3531番3
				正	福岡市東区箱崎三丁目3531番3、箱崎六丁目3330番38、3330番48

